

山形県議会と国立大学法人山形大学との相互協力に関する協定書

山形県議会（以下「甲」という。）と国立大学法人山形大学（以下「乙」という。）は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が相互に協力することにより、様々な地域課題に適切に対応するとともに、魅力ある地域づくりの推進に資することを目的とする。

（相互協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- （1）甲の政策形成及び調査に関すること。
- （2）乙の教育・研究環境の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による相互協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヵ月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合には、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

平成21年3月6日

甲 山形県議会
議長 阿部 信矢

乙 国立大学法人山形大学
学長 結城 章夫